

伝統工芸品産業新たな担い手確保支援業務委託基本仕様書

1 目的

本県の伝統工芸産業における生産者は年々減少し、伝統的技術・技法の継承は厳しい状況にあり、後継者の育成が喫緊の課題である。

伝統工芸産業に興味・関心を持つ学生等は全国に一定数存在するが、当該学生と県内事業者との接点が少ないため、製品や産地の特長若しくは産地自体が認知されていない場合もある。

そこで、全国のものづくり・工芸系の高等学校、大学及び専門学校（以下「大学等」という）に通う学生等を対象としたインターンシップツアーを実施することで、当該伝統工芸産業を知るきっかけを作り、将来の担い手の確保を図るものである。

2 事業概要

(1) 担い手確保インターンシップ受入れ希望事業者へのヒアリングとプログラム内容検討

対象：宮城県伝統的工芸品指定製造事業者等

(2) 担い手確保インターンシップの実施

ア 対象：宮城県伝統的工芸品指定製造事業者等 1事業者
インターンシップ参加者 6名／1事業者 程度

イ 内容：① 宿泊を含む全3日間ないし4日程度のインターンシップ
1回／1事業者

② 上記①終了後開催する、1泊2日程度のインターンシップ
1回／1事業者

※ ②は、①のインターンシップでの内定者等へのフォローアップを
想定したものとして実施する。

③ 担い手確保に向けた産地・製造事業者のフォローアップ・個別相談

④ インターンシップ参加者向けフォローアップ

3 委託業務の内容

業務の内容は、次の（１）から（４）に掲げる事項を一体的に行うものとする。

(1) プログラムの受け入れ事業者の選定、プログラム内容検討

- ・ 宮城県伝統的工芸品指定製造事業者等の中から、県と調整のうえ決定すること。
- ・ 宮城県伝統的工芸品指定製造事業者等が新たな担い手確保インターンシップに参加するきっかけとなるよう、他県の成功事例等を踏まえた事業説明とヒアリングを県と連携の上実施し、受け入れ事業者の選定と、インターンシップのプログラム内容の検討・決定を行うこと。受け入れ事業者の選定にあたっては宮城県伝統的工芸品指定製造事業者を優先する。

もし複数の製造事業者が受け入れを希望する場合、県と相談し、希望事業者複数へのヒアリング等を実施すること（どの製造事業者をヒアリング対象とするかは、県と相談して決定する）。

- ・ 説明に係る資料は受託事業者で作成すること。

(2) 参加者の募集及び選定

① 対象者

- ・ 以下のいずれかに該当する者であること。
 - ア 大学等に在学中の学生のうち、伝統工芸産業に感心のある者又は技術を修得して職人になりたいと考えている者（令和8年度及び令和9年度に就業を希望している者を基本とすること）。
 - イ 伝統的工芸品に興味感心があり、現在求職中又は転職を検討している者

② 募集方法

- ・ 大学等の就職支援を行う部署に協力を依頼し、本事業を対象者に周知すること。協力を依頼する大学等は30校以上とし、事前に県に対して協議すること。
- ・ 本事業専用のウェブサイトを構築し、プログラムへの参加申込の受付等を行うとともに、SNS等を活用し、対象者に効果的なリーチを図ること。
- ・ 受入事業所の紹介にあたっては、対象者の関心を高める工夫を行うこと。
- ・ 広報に関する著作物の全ての権利は県に帰属するものとし、ウェブサイトのデータを県に提供すること。

③ 選定方法

- ・ 参加者の選定にあたっては、伝統工芸産業への関心の度合い等について、オンライン等で面談を行ったうえで、受入事業所及び県と協議して選定すること。
- ・ 受入事業所が希望する場合、面談に受入事業所を加えること。

(3) プログラムの条件等

① 日程

- ・ プログラムは、宿泊を含む全3日間ないし4日間の日程で行うこと。
- ・ 日程の決定にあたっては、事前に受入事業所と調整を行ったうえで、県に対して協議すること。

② 参加者の旅費等

- ・ 集合・解散場所と居住地間の交通費は参加者の負担とし、宿泊場所については受注者が斡旋とするが、別途事業者と県で定める額（30,000円）を上限として、交通費及び宿泊費の一部を委託料で負担することは妨げない。
受託者が一部を負担する交通費については、経済的かつ合理的であると認められる経路で移動した場合に限るものとする。また、受託者が交通費及び宿泊費の一部を負担する場合は、プログラムの参加者が交通費及び宿泊費を支払ったことを書面等（領収書等）で確認してから、参加者へ支払うこととする。

(4) プログラムの実施

① 移動等

- ・ 遠隔地の参加者も参加しやすいように集合場所を工夫するとともに、プログラムの集合場所から受入事業所までの交通手段を用意すること。

② 受入事業所での体験内容等

- ・ 受入事業所と内容を調整のうえ、事前に県に協議すること。
- ・ 見学の内容は、単に説明を受けるだけでなく、ワークショップや実際の作業を体験する等、実際の業務内容や伝統工芸産業への認識を深める内容とすること。

- ・ 受入事業所の生産者と参加者の意見交換の場を設けること。
- ・ 必要に応じて、移住支援制度を利用できるよう県及び各市町村と連携し、受入事業所及び参加学生等にアドバイスを行うこと。
- ③ その他
 - ・ 事故等に備え、参加者には適切な保険に加入させること。
- (5) プログラム実施後のフォローアップ体制
 - ・ 受け入れ事業者からの採用内定を得た参加者が出た場合は、対象者と月1回程度を目安に対面またはオンラインで面談し採用までのフォローアップを行うこと。

4 業務報告等

- (1) インターンシップに係る事業成果を把握するのに必要な項目（応募者数、参加者数、参加者の情報、内定数、内定者の情報、その他事業成果を把握するのに必要と思われるもの）を記録すること。また、インターンシップに係る事業記録（記録写真の撮影、新聞・メディア等の掲載記事等の収集等）をまとめて業務完了報告書を作成し、電子データで提出すること。
- (2) 上記(1)のほか、発注者が求めた場合には、受注者は業務の進捗状況等に関する資料等を提供しなければならない。
- (3) 上記(1)及び(2)の報告等に伴う費用については、受注者の負担とする。
- (4) 提出先
宮城県経済商工観光部新産業振興課

5 履行期限

令和8年3月19日（木）

6 その他

- (1) 本事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、適宜、県と連絡調整を行うこと。
- (1) 業務の遂行に当たっては、発注者と連絡を密にし、打合せを定期的に行うこと。
- (2) 受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (3) 業務委託の執行において、不測の事態が生じたときは、発注者に責任がある場合を除き、速やかに発注者に連絡したうえで、受注者の責任においてこれを解決すること。
- (4) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (5) 業務遂行に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。